

『禮記』 燕義篇の成篇過程と「義」の役割

黒崎 惠輔

はじめに

經書『禮記』に收められる諸篇は、禮に關わる言論を汎く載せるものである。そのうち燕義篇は、同じく禮の經書、『儀禮』燕禮篇をもととして燕禮に具わる意義を説く篇である。

いま通行する燕義篇の經文は、複数の異なる意義を有する文章が一連の構成を成している。すなわち現・燕義篇はその全てが一時に記述されたものではなく、異なる時代にあつて重層的に記述が加えられたものであると考えられる。

本稿では、「義」を篇題に冠する『禮記』燕義篇および『禮記』郷飲酒義篇の經文を分析することによってそこに表現されている内容を明らかにし、その上で、それらに共通する「義」

の役割について整理する。この整理に基づき、今本『禮記』所收の「義」を含む篇群には、もともと最初に編まれたであろう禮經に對する「義」篇とは異なる、より抽象化された「義」が漸次に累加されてきたことを明らかにする。

一、「經」「記」から「義」への展開について

そもそも禮は、個人や集團によつて實踐と傳承がなされ、その過程のなかでは、異なる時代・地域・文化狀況に合せて變容されゆくものである。實踐を主體とするがために常に變容する儀禮を文書化することは、記された儀節をいついかなるときでも返り行なうことができる經典として残すことに他ならない。そのように「禮經」として成った「書かれた

『禮記』 燕義篇の成篇過程と「義」の役割 (黒崎)

「禮」⁽¹⁾が、前漢の魯の高堂生が口承する「士禮十七篇」および漢志に記載された「禮古經五十六卷、經七十篇」⁽²⁾を範にとる「儀禮」である。禮經はその學びの過程において、「經」文には書かれない事柄や狀況に對應するための新たな補足文書を付加し、より完備された「書かれた禮」を目指す。「經」の文章に對して補足説明を加える文書の様式には「傳」「記」「問」「義」などがあげられる。⁽³⁾本論の主眼ともなる『禮記』は、そうした禮の補足的文書を集成することで一個の經典となつた書物である。また『儀禮』・『禮記』とは別に、王莽が新帝國を建設するにあたり、古文經典學をたつとぶ劉歆らによつてにわかには顯彰された『周禮』は、古の周王朝の官制を記したとされる書物である。

今回着目する『禮記』燕義篇は「義」に屬す。「義」の様式をとる文章は、通行する諸禮文獻を確認するかぎり、「記」の文章とならんで記述される例が多く、禮の解説を擔う役割にもそれと近い面がある。このため「義」を分析するには、先じて「記」についても觸れておかねばならない。

唐・賈公彥は「およそ記とは、いずれも經の不備を補い、經とは離れた古い言葉をも記すもの」⁽⁴⁾といひ、「記」を『儀禮』經文を補足する文章とする。また清の盛世佐は「記」の性格

として三種類を掲げる。⁽⁵⁾

①、經の不備を補説したもの。

②、禮の變異を記したもの。

③、おのおの聞くところを記し、少しく經義と相違するもの。

三種の記の成立年代・作者について、①を周公の徒がつくり經と並行したもの、②を春秋の際のもの、③を七十子後學の手に成るものとする。その成立の年代や作者については、今日明確な證據を持ち得ないため確かめようがない。ただし、「記」の性格の説明と、その文章に時代差があることを指摘する點は認めるべきであろう。この點について、『儀禮』諸篇の「經」と「記」が記述された先後關係を考察した專論に、田中利明と末永高康の二氏が擧げられる。

一九五七年七月から同年十一月にかけて、甘肅省博物館は中國科學院協力のもと武威縣にある磨咀子六號漢墓を調査し、そこからは竹簡・木簡など合わせて四六九簡（武威漢簡）が発見された。その後の整理により、武威漢簡には通行本の『儀禮』に相當する篇が含まれることが判明する。田中利明「儀禮の「記」の問題——武威漢簡をめぐって」⁽⁶⁾は、武威漢簡「儀禮」中にみえる「記」の表示が通行本との間で異なっている

ことに注目し、武威漢簡『儀禮』を前漢末の今文禮家の流れを汲むものとした上で、通行本に見える「記」は大別して、「經の本核をなす部分と非常に密接なつながりを持つているものと、そうでないもの」に分けられるとする。田中は前者を「直接的な記」、後者を「間接的な記」と弁別し、今本『儀禮』の經文は「經」と二種類の「記」から構成されているものと考え、左にその要點を再述して示す。

○「經」

儀禮の進行を記す文。一貫して儀式次第を敘述することがその役割。

○「直接的な記」*以下、「記(直)」とも略記する。

備忘のために記し留めるもの。元來「言わなくてはわかっていだから省略されたのであるが、それが後世言わなければ解らなくなつて來た」から記される文章。

原初、口傳えによるものであったり、既知の事であるから式次第に細々と書き入れる必要が無かつた事柄が、時代・社會の變動に伴い、口承による部分が忘れられそうになつてきた頃に書き留められた言辭。この「記」は直接的に「經」の不備を補うこと

から、「主從關係」にある。

○「間接的な記」*以下、「記(間)」とも略記する。

「經とは何ら直接的拘わりを持たないもの」。これが無くても、儀式の行程に滞りが起こらない文章。

例えば、士相見禮にあつては「士が大夫に見えるとき」や「上大夫が相見するとき」の儀節を補記する。士相見禮は、士と士が相見えるときの儀禮であるから、これらの補足は相見の禮という所に強いて關連づけたのである。この「記」は、もし獨立していればそれ自體が「經」ともなり得るものであるから、「經」とは「對等の關係」にある。『荀子』勸學篇の「讀禮」に相當する。

末永高康「儀禮」の「記」をめぐる一考察⁽⁹⁾は、田中(一九六七)の説を深め、『儀禮』諸篇中の「經」・「記」成立の先後關係を考察する。「記(間)」を特徴づける「若…、則…」という表現は、士冠禮篇經文「若不吉、則筮遠日、初如儀」などにも確認できることから、「記(間)」すらも「經」に組み込まれ得ることを指摘し、そこには各「經」の成立時期と、「經」記述者の意識が変化が生じているという。各篇の成立時期は一篇の内部からだけではなく、『儀禮』の各「經」・「記」

全體から考え得ることを明らかにした。

例えば辭「儀禮における口上の字句」に着目して、それが①禮の記述上「不可缺なものと意識されていなかった段階」（士冠禮「經」と、のちに②「必要とされるものと意識された段階」（士冠禮「記」との二段階に分かれる成立順序を推定する。①の段階で「經」がすでに固定していたがために、②においては「記」に補記されたわけである。しかし、②の段階で作られる「經」については、すでにある①の「經」と②の「記」も、經文に組み込み得る（特性饋食禮「經」↓少牢饋食禮「經」）。つまり、後發の記述者は、より完備した形で禮の「經」を記述する傾向にあるのである。このように分析を進め、「禮經の完備化の過程」を左のように整理する。

1 a 各「經」の成立は同時ではなく、より後れて成立した「經」は先行する「經」（や「記」）を参照して作られている。

1 b その結果、より後れて成立した「經」の方が、より完備した禮の記述を持つ傾向がある。

2 各「經」の成立後は、禮の記述の完備は各「記」によって引き継がれた。

1 a は「經」が時間とともにその種類を増やして、その

守備範囲を擴大していく方向での禮經の完備化であり、1 b は各「經」のレベルにおける禮の記述の完備化である。

2 は完成した各「經」を補う完備化であり、大きく二つの方向に分かれる。一つが「記（直）」による完備化に對應するものであり、「經」の儀節を補うもの。また一つが「記（間）」による完備化に對應するもので、「經」のメインストリームとは異なる状況下で行われる禮の儀節を補うものである。

末永（二〇一五）は以上のような整理のもと、「禮を完備化していくためには、各儀節が象徴するものや、その儀節がそのような形で行われる根據に對する問いかけがともなわなければならない」と述べ、『禮記』の冠義篇・昏義篇は、『儀禮』士冠禮篇中の「記冠義」および士昏禮篇「記」よりも後れて成立したであろうとする。

以上、兩氏の見解を受け止めれば、「義」が書かれるのは、「記」が生産される場と近い位相にあることが豫想される。

禮の性格がもとより禮容を主體とする以上、その儀節が時代の移り變わりにもなつて流動することは免れない。そうであればこそ、實踐のための儀式を講學する者たちはその儀式次第を「經」として記し残すことで、講學・講習の手立てとする。初めに出來上がった「經」は一個の完成形として、

そのまま用いられたであろう。しかし「經」には書かれない事態が生じたとき、それに對應するために、すでにある「經」を中核として附則的に禮容の記述を補う「記」が増産される。とりわけ土冠禮篇・燕禮篇の「記」や喪服篇の「傳」などは、それが「經」と別個に編綴されて講學に用いられたことを物語る。今本『儀禮』の「經」中に散在し、あるいは末尾に附される「記」は、ときの禮樂講習者と作經者らの思索の痕跡であるといえよう。そのようにして禮が書籍として編まれるようになり、「經を誦んじ、禮を讀む」學術が成熟していくなかにあつても、その禮容はつねに變わり續ける。かく變遷する禮容に對し、ひとたび新たな儀禮の制作が要請されたとき、新たに作られる儀禮の「經」はより完璧を期すために、すでに蓄積されてきた禮容の補述である「記」や「傳」を編入させる。儀禮の意義を説きのべる「義」は、これらと同様に取り扱われたのである。『儀禮』土冠禮篇を例に取つてみよう。ここでは一連の儀式次第を述べた後に「記冠義」の句で始まる文章がある。⁽⁹⁾

記。冠義。始めて冠するは、緇布の冠なり。大古は布を冠し、齊すれば則ち之を緇にす。其の緜あるや、孔子曰く、吾未だ之れを聞かざるなり、と。冠して之を蔽^すつる

〔禮記〕燕義篇の成篇過程と「義」の役割（黒崎）

も可なり。適子^{（一）}阼に冠するは、以て代はることを著らかにするなり。客位に醮^{（二）}するは、成る有るを加^{（三）}ぶなり。三たび加へて彌いよ尊くするは、其の志を論ずるなり。冠して之に字するは、其の名を敬ふなり。委貌は、周の道なり。章甫は、殷の道なり。毋追は、夏后氏の道なり。周は弁、殷は屨、夏は收、三王は皮弁・素積を共にす。大夫の冠禮無くして、其の昏禮有るは、古へは五十にして后に爵あればなり。何の大夫の冠禮か之れ有らん。公・侯の冠禮有るや、夏の末に造れるなり。天子の元子も猶ほ士のごときなり。天下生まれながらにして貴き者無きなり。世を繼ぎて以て諸侯を立つるは、賢に象ればなり。官を以て人を爵するは徳の殺なり。死して諡するは今なり。古へは生きて爵無く、死して諡無し。

この「記」以下の文章は、すべて土冠禮篇の經文として書かれている。しかし、土冠禮篇の「經」の記述と相即する部分は少ない。冠禮の義を述べるこの文章は、田中（一九六七）のいう「記（間）」に屬すると考えられる。この「記冠義」の文は『禮記』郊特性篇にも類文が確認できるが、『禮記』冠義篇に取られている句は傍線部のみであり、異同もある。したがって、「經」・「記（間）」が別個に編綴されていたとみら

れるように、「義」が記述された「記」、あるいは「義」そのものもやはり別行していたと考えられる。

さてそれでは、燕義篇の場合はどうであろうか。今回は、以上のような「經」・「記」の先後問題に對する考察法を下敷きにしなが、ら、「記」と「義」とが如何なる關係性にあるのかについて考察を推し進めてみたい。通行する『禮記』燕義篇が現在の經文にいたるまでにどのような變遷を辿ってきたのか、またその篇題に冠される「義」は、禮經に對して如何なる役割を果たすものであるのかを追求する。

二、『禮記』燕義篇の錯簡問題について

第一章

古者周天子の官に庶子官有り。庶子官。諸侯・卿・大夫・士の庶子の卒を職り、其の戒令と其の教治とを掌り、其の等を別ち、其の位を正す。國に大事有れば、則ち國子を率いて大子に致す。唯だ之を用ふる所のままなり。若し甲兵の事有れば、則ち之に授くるに車甲を以てし、其の卒伍に合し、其の有司に置き、軍法を以て之を治む。司馬は正せず。凡そ國の政事、國子は游卒を存し、之をして徳を修め道を學ばしめ、春には諸れを學に合し、

秋には諸れを射に合して、以て其の藝を考へて之を進退す。⁽¹²⁾

第二章

諸侯燕禮の義。君阼階の東南に立ち、南に郷ひて卿に爾づき、大夫皆な少しく進むは、位を定むなり。君阼階の上に席するは、主位に居るなり。君獨り升りて席上に立ち、西面して特り立つは、敢へて適すること莫きの義なり。⁽¹³⁾

第三章

賓主を設くるは、飲酒の禮なり。宰夫をして獻主と爲さしむるは、臣敢へて君と亢禮すること莫きなり。公卿を以て賓と爲さずして大夫を以て賓と爲すは、疑ひの爲めなり、嫌を明らかにするの義なり。賓中庭に入るに、君一等を降りて之に揖するは、之に禮するなり。⁽¹⁴⁾

第四章

君旅を賓に擧ぐ、及び君の爵を賜ふ所には、皆な降りて再拜稽首し、升りて拜を成すは、臣の禮を明らかにするなり。君之に答拜するに、禮して答へざる無きは、君上の禮を明らかにすればなり。臣下力を竭くし能を盡くして以て功を國に立つれば、君必ず之に報ゆるに爵祿

を以てす。故に臣下皆な務めて力を竭くし能を盡くして以て功を立つ。是を以て國安くして君寧し。禮して答へざる無きは、上の虚しく下に取らざるを言ふなり。上必ず正道を明らかにして以て民を道みちき、民之に道かれて功有り、然る後に其の什一を取る。故に上の用足りて下置しからざるなり。是を以て上下和親して相ひ怨まざるなり。和寧は、禮の用なり。此れ君臣上下の大義なり。故に曰く、燕禮とは君臣の義を明らかにする所以なり、と。¹⁵⁾

第五章

席。小卿は上卿に次ぎ、大夫は小卿に次ぎ、士・庶子は次を以て位に下に就く。君に獻ず。君旅を擧げ酬を行ひて、而して後に卿に獻ず。卿旅を擧げ酬を行ひて、而して後に大夫に獻ず。大夫旅を擧げ酬を行ひて、而して後に士に獻ず。士旅を擧げ酬を行ひて、而して後に庶子に獻ず。俎豆・牲體・薦羞、皆な等差有るは、貴賤を明らかにする所以なり。¹⁶⁾

右は『禮記』燕義篇の經文すべてである。このうち第一章はそのほとんどの文章が、今本『周禮』夏官司馬下・諸子篇に收載されるものと類似しており、古來より錯簡が疑われて

『禮記』燕義篇の成篇過程と「義」の役割（黒崎）

いる。例えば清の孫希旦『禮記集解』にいう。

此の節皆な周禮諸子職の文なり。此の篇儀禮燕禮の義を釋す、下文の「諸侯燕禮之義」以下は是れなり。此の諸子職の文、燕禮と本より當たる所無し。蓋し後人篇末に獻庶子の事有るに因り、誤りて以て庶子の官に即け、遂に此を引きて篇首に冠するのみ。¹⁷⁾

もとより燕義篇と對應する『儀禮』燕禮篇には、『周禮』に説かれる「諸子」の職掌と關わるような記述は見當たらな^い。それにもかかわらず諸子職の一文が燕義篇にある理由を、後の時代の人が、燕義篇第五章にある「庶子に獻ず」るのを「庶子官」と關係するものと誤認し、それに對する解説を引用しようとしてそのまま篇首に附したのだと考える。孫希旦の見解はおおむね首肯しうるものであるが、疑問も残る。なぜ庶子に對する説明をわざわざ篇の始めに置いたのか。第五章に「獻庶子」の句があり、その解説のために諸子職の文章を附すのであるなら、末句の「所以明貴賤也」のあとに附すのが理にかなうと思われる。もし編綴簡としての特性をも考慮するならば、『武威漢簡』燕禮篇の「記」のように編綴の末尾に加えることも可能はずで、それならば燕禮篇（經）の義を説く燕義篇（記）の序列も、明確に讀み解かれるで

あろう。しかしそのようになっていけないことから、また別の理由が求められなくてはいけない。

また本邦の桂五十夫はいう。

以上第一章、燕飲の禮に庶子に獻ずることあるより、先づ首節に於て庶子の事を説く、一節に此節は射義の首節と互に錯簡せりと、又一節に庶子は燕飲の禮に於て最も賤しき者なり、しかるに庶子の職事を擧げて庶子より貴き者を擧げざるは何の理由なるか明かならず、殊に此の節は燕禮に關せざる記事なり、或は他書の斷簡を此處に綴りたるものならんと、或は然らん⁽¹⁸⁾

「庶子」は燕禮において最も位が賤しい身分であるのに、あえてその職事を説明しなければならぬ理由が不明であるとする。たしかに、燕禮に参加する者の職務について解説を加えるのであれば、燕禮の中核であるところの卿・大夫・士らについても説明を加えて當然のように思われる。それらを差し置いて庶子のみを取り上げたのは、ただ儀禮の解説をするだけではない別の役目が期待されたからではないか。

編纂者が粗忽にも誤って篇首に附してしまったという理解は、一見もつともな考えではあるが、それではなぜテキストへ整理の手が加わる段階に至ってもなお諸子職の文章が移さ

れなかつたのかを十分に説明できない。思うに、この諸子篇は簡を入れ間違えたという偶発的な問題ではなく、編纂者が何らかの意圖をもって差し挟んだものと考えるべきである。ではその意圖とは何であつたらうか。

この問題を考えるにあたって注目されることは、燕義篇と燕禮篇とに記述上の差異が見える「君」の表記である。

燕義篇第二章經文「君立阼階之東南」⁽¹⁹⁾は、燕禮篇經文「公降立于阼階之東南」に基づく文章であると考えられる。兩者を對照するに、もと「公」であるのを「君」に作る。恐らく兩篇は元來個別に編綴され、増削されていたであろうが、單に書き間違えたものとは考えにくい。禮とは序列を最も重んじるはずだからである。燕禮篇の「經」は、全體を通じて侯・公、卿、大夫、士などの位を明示して儀式次第を記述する。その義を説く以上、燕禮篇に準據するのが自然であろう。燕禮篇經文に「公」と明記される箇所を「君」に置き換える燕義篇は、禮經學上の「經」——「記」關係ではいささか理解しがたい。

この差異を理解するには、田中（一九六七）が指摘する二つの「記」を確認しなくてはならない。「君」に對する燕禮篇・燕義篇の記述を仲介しているのは、「間接的な記」が擔つている。燕禮篇に確認できる「君」字は、公が謙稱するときの

辭ことばを除けば、「記(間)」に屬しているのである。⁽²⁰⁾

現・燕義篇の文が前提に置く燕禮の性格は、一人の君主と多數の臣下との間で行うことを記述するものである。これは「經」・「記(間)」を一つの經文とした燕禮篇が、儀節においては侯以下の爵位や官職を明記しながらも、「記」によって一般化された存在である君子を想定していることに起因するからである。「公」を「君」に置き換えることによつて、公という明確な地位のある者に限定させる名詞ではなく、より廣く曖昧に、卿、大夫、士らに對する上君を意味することとなるのである。このような上君と臣下との關係性を先だつて提示しておくことにより、燕義篇第四章において君臣上下の和親こそが燕禮の有する最大の威儀であり效用であると説く主旨に結ばれる。ここに、「記」によつて抽象化された燕禮と、その理念面を抽出する「義」の性格が表れてくるのである。振り返つて、『周禮』諸子篇と對照してみよう。先に擧げた燕義篇第一章とあわせて参照されたい。

諸子。國子の倅を掌り、其の戒令と其の教治とを掌り、其の等を辨じ、其の位を正す。國に大事有れば、則ち國子を帥いて大子に致す。惟だ之を用ふる所のままなり。若し甲兵の事有れば、則ち之に車甲を授け、其の卒伍に

【禮記】燕義篇の成篇過程と「義」の役割(黒崎)

合し、其の有司に置き、軍法を以て之を治む。司馬は正せず。凡そ國正には及ばず。大祭祀に、六牲の體を正す。凡そ樂事には、舞位を正し、舞器を授く。大喪に、羣子の服位を正す。會同・賓客に、羣子を作して従はしむ。凡そ國の政事には、國子は游卒に存し、之をして徳を脩め道を學ばしめ、春には諸れを學に合し、秋には諸れを射に合し、以て其の藝を放へて之を進退す。⁽²¹⁾

「凡國正弗及」より「作羣子從」にいたるまでは諸子篇のみに收められる文章であり、燕義篇には取られていない。反對に、「古者周天子之官有庶子官」は燕義篇第一章にのみ見える句であり、直後に述べる庶子官の職務への導入句となっている。さらに肝心の庶子官が統括する者たちについての記述は、引用元の諸子篇に當たる限り、「國子の倅」から「諸侯・卿・大夫・士の庶子の卒」へと變つており、燕禮篇ないし燕義篇の記述に準據していることが見て取れる。單純な引用ではないことが明らかであろう。つまり燕義篇第一章は、『周禮』諸子篇の文章を範にとりながらも、すでに抽象化された燕禮を解説するために敘述し直された文なのである。

ところで『周禮』の諸子官は、國子たちを統括し、これに教育を施すことが役目である。教育の内容は道と徳の修養で

あり、春には大學、秋には射宮に國子たちを集めて、日ごろより習っている學問や射藝の考査をするものとされる。いづれにせよ「國子」と「庶子」とは明確に弁別されてよい語のはずであり、燕義篇の敘述はいささか破綻している。そこで注意されることは、二書の記述の相違が注釋によって解決されていることである。

故書は、倅を卒と爲す。鄭司農云ふ、卒、讀みて物に副倅有るの倅と爲す。國子は、諸侯・卿・大夫・士の子を謂ふなり。燕義に曰く、古者周天子の官庶子官有り、と。周官諸子職と文を同じくす、と。玄謂へらく、四民の業、士なる者も亦た世よにす、國子とは是れ公・卿・大夫・士の副貳なり。戒令は、大子に致すの事なり。教治は、徳を脩め道を學ばしむるなり。位は、朝位なり。⁽²³⁾

すでに鄭衆(司農)が燕義篇を引き、その後、鄭玄は自身の註記をあらわす。鄭玄は鄭衆の見解を肯定的に引き繼ぐとみてよい。『周禮』解釋の上では、後漢の中期頃より通行本と近しい燕義篇が讀まれていたのであろう。それは、諸子篇の一文が添加された燕義篇の價値が認められ、讀み繼がれてきたということでもある。鄭玄がその「三禮」注のなかで『周禮』を頂角とする禮體系を志向し、五經の總合化を圖ろうと

したその背景には、このような經書敘述の修辭が有つたのである。

またこうした修辭からは、諸侯と卿、大夫、士らとの間で行われる燕禮を基調としながらも、さらに上君と臣下との間において行われる燕禮へと、儀禮の理念上の枠組みを擴大させようとする意圖が讀み取れる。冒頭「諸侯燕禮之義」に先んじて諸子篇の文章を加え、さらに後の章段において「公」から「君」へと、より廣汎な執禮者を想定することによって、現・燕義篇はただ燕禮を解説するだけに止まらず、儀禮の效用をも説き傳える役割が課されることとなつたのである。

以上のように、今本『禮記』燕義篇に述べられる燕禮の「義」とは、ただ「經」に記された一々の儀節の意味を釋きほぐすだけのものではない。周の禮制として定められる諸子官の記述が意圖的に附會されることにより、經禮たる『周禮』の權威に支えられて、燕禮は王者の教育政策に缺かせない儀禮の一つとしてその效用を高らかにうたう。そこには燕禮篇に付隨させなければ義を説くことのできない原・燕義篇はすでになく、一個で教科書の一項目となり得るほどの思想内容が盛り込まれているのである。

三、「義」の役割について

——禮容の理念化と經典への聚合

燕義篇で分析した「義」の特徴をより把握するため、もう一例検討する。

『禮記』郷飲酒義篇は、燕禮篇における燕義篇と同じく、『儀禮』郷飲酒禮篇の意義を説くものである。

もともと郷飲酒禮は、鄭玄『儀禮目錄』に、「諸侯の郷大夫、三年大比〔三年毎の戸口調査〕に賢者・能者を其の君に獻するに、禮を以て之を賓とし、之と飲酒す」といわれるように、諸侯の郷大夫が國のために士を選抜して送り出す際、その郷里の優秀な士達を賓として敬い享け、飲酒を樂しむ禮だとされる。むろん郷飲酒禮篇の記述は、あくまでも儀式の所作と次第からなる。しかしその義を説く郷飲酒義篇では、所作の逐一に込められた意義ばかりではなく、儀禮を修養することの意義との、二つの方向性から語られる。

郷飲酒の義。主人拜して賓を庠門の外に迎ふ、入りて三揖して后に階に至る、三讓して后に升るは、尊讓を致す所以なり。盥洗して觶を揚ぐるは、絜を致す所以なり。至るを拜す、洗を拜す、拜して受く、拜して送る、拜し

【禮記】燕義篇の成篇過程と「義」の役割（黒崎）

て既くすは、敬を致す所以なり。／尊讓・絜・敬なる者は、君子の相ひ接する所以なり。君子 尊讓すれば則ち争はず、絜・敬なれば則ち慢ならず。慢ならず争はざれば、則ち鬪辨に遠ざかる。鬪辨せざれば則ち暴亂の禍無し。

斯れ君子の人禍を免る所以なり。故に聖人之を制するに道を以てす。

始めに「郷飲酒之義」と書き出すのは、その編簡が郷飲酒禮の義を述べることを提示している。この形式は燕義篇冒頭「諸侯燕禮之義」と共通しており、これが禮經に對する「義」篇であることを證する一つの體裁であることがわかる。次に儀式の所作を列舉したのち、「所以致尊讓也」「所以致絜也」「所以致敬也」として、各々の所作に込められる意義を「所以□□也」の句で終える。ここに列舉する所作はいずれも郷飲酒禮篇の儀節に基づいている。これらの句は禮經の儀節に對して述べられた「義」であり、その記録の初段階における體裁の一つと考えられる。

スラッシュを挟んで、次には「尊讓・絜・敬也者、君子之所以相接也」と切り出す。先に説いた「尊讓」・「絜」・「敬」の義をさらに敷衍して、君子がなぜそのように行なうのかに主眼を移して述べる文である。「斯君子所以免於人禍也」に

いたるまでは、すでに禮經の記述そのものから離れており、その結句には、君子たらんとする者に對し、斯く在るべきように聖人が禮を制作したことを述べる。すなわち後半の文章は、郷飲酒禮篇の「經」に對する原初的「義」を踏まえながらも、郷飲酒の禮を習う者達に對してその理念を教導することを役割としている。加えてこの文の後段でも、三賓を立てる事が「政教の本」、すなわち政治と教化の礎となることを説く記述が見える。⁽²⁶⁾しかし「三賓」については、郷飲酒禮篇中に明確な記述は見いだされない。⁽²⁷⁾このように、儀禮の容體が君子の正しい統治につながると解釋する記述は、郷飲酒禮の儀式次第に基づいて直接に補足する文章ではない。すでに記録された「義」と「記」とを參照しながら、郷飲酒禮をその理念面において釋きほぐす、後段階になつて累加されたもの一つの「義」の體裁なのである。

郷飲酒義篇にみた理念面を補足する累加的「義」の形式は、さきに挙げた燕義篇中ではとくに第四章に通ずる。燕義篇において、燕禮の意義を説くその對象者には、學習段階にある國子ないし諸子が想定されている。儀式の施行と天下の統治とが繋がることを教育する役割が、そこに託されているからである。儀禮の所作に込められる意義を説く一方、隨處で

儀禮を行なうことが徳治に繋がる理由を説くのは、禮を修めた君子の理想型を表現し、傳えようとする意圖があつたからに他ならない。

ただし、君王が正しく禮を行なうことが一種の模範性を示すという説き方は、今本『禮記』では「記」篇や「義」篇に限らず、あらゆる篇中に見受けられる。これは、『禮記』という書物が、禮の細義・大義を「記」した文章を廣く集めるという性格を有しているからである。この分析は鄭玄『禮記目錄』に顯著に表明されることであるが、彼に先立つ鄭衆⁽²⁸⁾がすでに諸子篇注において『儀禮』燕禮篇、『禮記』燕義篇との連環を見いだしている。そうである以上、遅くとも鄭衆の生きた後漢中期ごろには、『禮記』燕義篇が『儀禮』燕禮篇の補記・補義という位置に止まるものではなかつたことが考え得る。つまり、今本『禮記』後半部の「義」篇群を見る限りにおいて、禮の「經」や「傳」「記」などに基づく具體的な禮容の説明だけでなく、それらの蓄積の上に乗つて禮の理念を導き出す「義」を重視しようとする、一種の編纂方針が浮き上がってくるのである。⁽²⁹⁾このことについては、さらに他の「義」篇を精査していくなかで、稿を改めて論じたい。

四、「義」篇成立までの假説的整理

禮を講習・講學する場において、禮經の儀節に對する「記」の生産は通時代的に營まれる。「記」と「義」は共に、禮經の補記という性格は、共通するものの、各々が擔う役割は異なる。「經」に付隨する「直接的な記」は、「書かれた禮」無しには存立し得ない。その役目が儀節の記述を補うことにあるからである。

これに對して「義」は「經」を直接に増補するものではない。どちらかと言えば「間接的」に補述するために、初期段階においては「間接的な記」と形態・表現を似せることとなる。しかしその記述が志向するべきは「記」と異なつて、理念として留め置かれるべき儀禮の型を形成しようとするものである。したがつて「記」から徐々に距離を取り、しだいに一個の様式として獨立したものと考えられる。

さらに「義」は、それが記述される目的において二段階の異なる表現を取る。

一つ目の段階は、禮經に書かれる儀節にのっとり、その禮容に包含される「細かな義」を述べるものである。これは實際に儀禮を執り行い教習した人々のなかで述べられ、書き留

【禮記】燕義篇の成篇過程と「義」の役割(黒崎)

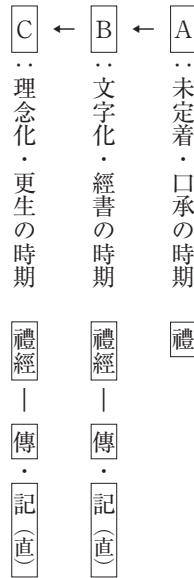
められたと考えられる。「經」にとつてみれば、實踐面と表裏を一にする理念面での完成に向かわせる役割を有し、その目的も「間接的な記」に近い。「儀禮」士冠禮篇に「記冠義」が附されているのは、こうした理由であろう。

二つ目の段階は、禮經に書かれた儀禮に基づきながらも、何故その儀禮が大切であるのか、その效用は何處にあるのかといった、儀禮そのものの存在理由に關わる「大きな義」を説き述べるものである。前述の細かな義を模範として書かれながらも、一つの儀禮の義から更に敷衍して、天下人倫の^{ことわり}理をも解き明かす點に特徴がある。

禮經に對する大きな義が記述される目的は、儀禮の執行と天下の統治とが一體に繋がることを、理論的に裏付けることにあると考えられる。つまり、禮經そのままの儀式が實行しえない時代にあつて、禮學者がこれまでの禮に手を入れて儀禮を改修しようとする際、その正統性を擔保する役割を有しているのである。現・燕義篇は、これら二つの段階の「義」を明確に表しているといえよう。

さて、禮の經から禮の記へと禮學上の中心經典が置き換わる過程の内幕には、「義」が「書かれた禮」を補義する介添え役から、儀禮そのものの理念を傳える教導者へと轉位して

いったことが想定される。ここまで追求してきた事を俯瞰しながら、禮學における「經」―「記」―「義」の展開について、假説として大枠の見取り圖を示しておきたい。



それぞれの時期の下に示したのは、當該時期にあつて確立していたと思われる様式である。

Aは、未定着・口承の時期である。師弟子の間で口傳えによつて禮が傳授されていたときであり、「禮經三百、威儀三千」⁽³¹⁾と表現される時代を指す。師弟子關係において傳授された禮の補述を「傳」や「問」などと稱する。又その講習の過程で、「經」と同等に口承されていた「直接的な記」が備忘のため生産される。

Bは、文字化・經書の時期である。公權力のもとで文字に定着し、經書として扱われ、學ばれていく(武威漢簡『儀禮』

喪服三篇)。その傍らで、依然として補記は生産され続ける。禮の經として固着した文章に對する新たな補記は「間接的な記」として經文の末などに附加され、「書かれた禮」の更なる完備化を促進する。一方、すでに固着した禮經・傳・記は大きくは改められず、禮容に對する補記の新たな側面として、儀式理念の抽出へと向かう(士冠禮篇『記冠義』)。

Cは、理念化・更生の時期である。禮經に基づいた儀禮は、次第に公權力に利用されなくなり、「書かれた禮」の學問も徐々に停滯していく。しかし、ひとたび儀式を整える必要に迫られると、それまでの禮の學問的蓄積を礎として、新たに禮の經が造構される(『儀禮』鄉射篇およびそれと類似する「經・記」を併せもつ大射儀篇)。このとき、禮の理念を細大と説き述べる「義」が注目され、新たな儀禮の正統性を保證する據り所として受容され、幾度目かの敘述がなされる。また從來の儀禮にも整理の手が入るが、これまで重視されてきた普遍的な儀禮はそのままに保存される(『士禮十七篇』に當たる士冠・士昏・士相見・士喪篇など)。

以上の三期を過ぎたとき、そこではすでにある豊富な禮學的資源をもとに、諸經典と禮學との總合化・體系化にむかつて思索を深めていく、注釋家たちの姿が映るのである。

おわりに

今本『禮記』四十九篇の後半部に位置する燕義篇は、元來、『儀禮』燕禮篇の「經」と對應させて筆録されていたと考えられる。その本來の役割は、燕禮篇を理念の面から補述することにあつた。禮經に附加される「記」は、儀節に則した補記をその記述の目的とする文書である。これに對して「義」は、現實に行われる事細かな儀禮の容態から理念の層を主として吸い上げて、儀禮を抽象的に説明する文書であつた。故に原・燕義篇は、他書に書き表される理念をも取り込んで、儀禮の意義をさらに擴大させる。そこで取り込まれたのは諸子官によつて果たされる理念であつた。

今本『周禮』に收められる諸子篇の累加は、すでに「經」と「記」とが併せ讀まれていた燕禮篇、補義としての原・燕義篇がおおむね確立されてからのことであろう。これが變革されたのは、燕禮の「義」を再編成する際、周天子の官制や王の官制に注目する禮學家たちの手によつて成されたものと推測される。ここより燕義篇は、諸侯が行なう燕禮の細義のみならず、君子たる者が行なう燕禮の大義をも説くこととなり、そこに包含される燕禮の理念を昇華させる。かくして現・

燕義篇經文は、燕禮の義を二層面にわたつて解説する、重層的な役割を持つこととなる。

『儀禮』『周禮』『禮記』『三禮』の文章が絡み合う現・燕義篇が象徴するように、今本『禮記』の諸篇は、諸々の禮の言説が取り込まれ混淆しながらも一個の篇として構成される。一見すればその内容には雜駁たるものがあるが、換言するならば、そこには思索のための豊富な資源が眠っているとさえいえる。結果として、諸子篇の衍簡部分は鄭衆・鄭玄の注でもそのままに残され、燕義篇を構成する一柱として讀み繼がれている。後代、禮を代表する書として『禮記』が採擇されたのも、そこに雜駁ながらも廣汎なる禮の義を内包しているが故であつたと考えられるのである。

注

- (1) 池田末利『儀禮V「解説」經學史的考察』(東海大學出版會、一九七七年)、五二八頁。
- (2) 「漢興、魯高堂生傳士禮十七篇」および「禮古經五十六卷、經七十篇」(『漢書』卷三十藝文志第十六藝略禮)。
- (3) 記者記其儀節、如大記・小記・雜記之類。傳者解其文義、如大傳・問傳之類。義者釋其大意、如昏義・冠義・鄉飲酒義之類。問者反覆辨論設或問而已答之、如問喪・服問之類(『記

とは其の儀節を記す、大記・小記・雜記の類の如し。傳とは其の文義を解す、大傳・問傳の類の如し。義とは其の大意を釋す、昏義・冠義・鄉飲酒義の類の如し。問とは辨論を反覆し或ひとの問を設けて己之に答ふ、問喪、服問の類の如し。「記」とは儀禮の次第（についての補足解説）を記す、喪大記・喪服小記・雜記の篇類がそれである。傳とは禮經の文義を解きあかす、大傳、問傳の篇類がそれである。義とは儀禮の大なる意義を釋く、昏義・冠義・鄉飲酒義の篇類がそれである。問とは對話をくり返し、某の問を設けてそれに答える、問喪・服問の篇類がそれである（清・邵懿辰『禮經通論』「論記傳義問四例」。このほか、禮の列位・制度を記す「位」（明堂位篇）「制」（王制篇）なども一個の特徴ある書式をもつと考えられる。

(4) 釋曰、凡言記者、皆是記經不備、兼記經外遠古之言。鄭注燕禮云、後世衰微、幽・厲尤甚、禮樂之書、稍稍廢棄。蓋自爾之後有記乎（釋して曰く、凡そ記と言ふ者は、皆な是れ禮の備はらざるを記し、兼ねて經外遠古の言を記す。鄭注燕禮に云ふ、後世の衰微、幽・厲に尤も甚だしく、禮樂の書、稍稍廢棄せらる、と。蓋し爾れ自りの後に記有らんか）（『儀禮注疏』卷三十一冠禮第一賈疏「記冠義」。釋曰、凡言記者、皆經不備者也（釋して曰く、凡そ記と言ふ者は、皆な經の備はらざる者なり）（『儀禮注疏』卷六十一昏禮第二賈疏「記士昏至無辱」。釋曰、凡記皆記經不具者。以經不言燕服及燕處

故記人言之也（釋して曰く、凡そ記は皆な經の具はらざる者を記す。經に燕服及び燕處を言はざるを以ての故に記す人之を言ふなり）（『儀禮注疏』卷十五燕禮第六賈疏「注朝服至異也」。釋曰、儀禮諸篇有記者、皆是記經不備者也（釋して曰く、儀禮、諸篇の記有る者は、皆な是れ經の備はらざる者を記すなり）（『儀禮注疏』卷三十三喪服第十一賈疏「記」。釋曰、凡記者、皆是經不具記之、使充經文理備足也（釋して曰く、凡そ記なる者は、皆な是れ經の具はらざるに之を記し、經に充つるをして文理備足せしむるなり）（『儀禮注疏』卷四十既夕禮第十三賈疏「記」。

(5) これら盛世佐の記の分析については、池田末利『儀禮I』（東海大學出版會、一九七七年）一一頁、士冠禮・記の註記を參照。

(6) （代表整理・陳夢家）甘肅省博物館・中國科學院考古研究所編『武威漢簡』（中華書局、二〇〇五年）。

(7) 田中利明「儀禮の「記」の問題——武威漢簡をめぐる」『日本中國學會報』第十九集、一九六七年。

(8) 學惡乎始、惡乎終。曰、其數則始乎誦經、終乎讀禮。其義則始、其義則始乎爲士、終乎爲聖人（學は悪くにか始まり、悪くにか終る。曰く、其の數は則ち經を誦んずるに始まり、禮を讀むに終る。其の義は則ち、士と爲るに始まり、聖人と爲るに終る）（『荀子』勸學篇第一）。

(9) 末永高康「儀禮」の「記」をめぐる一考察」『東洋古典學研究』第三十九集、二〇一五年）。

(10) 記。冠義。始冠、緇布之冠也。大古冠布、齊則緇之。其緇也、孔子曰、吾未之聞也。冠而敝之可也。適子冠於阼、以著代也。醮於客位、加有成也。三加彌尊、論其志也。冠而字之、敬其名也。委貌、周道也。章甫、殷道也。毋追、夏后氏之道也。周弁、殷舛、夏收、三王共皮弁・素積。無大夫冠禮、而有其昏禮、古者五十而后爵。何大夫冠禮之有。公侯之有冠禮也、夏之未造也。天子之元子猶士也。天下無生而貴者也。繼世以立諸侯、象賢也。以官爵人、德之殺也。死而謚今也。古者生無爵、死無謚〔儀禮注疏〕卷三十一冠禮第一。

(11) 「故冠於阼、以著代也。醮於客位、三加彌尊、加有成也。已冠而字之、成人之道也」〔禮記注疏〕卷六十一冠義第四十三。

(12) 古者周天子之官有庶子官。庶子官。職諸侯・卿・大夫・士之庶子之卒、掌其戒令與其教治、別其等、正其位。國有大事、則率國子而致於天子。唯所用之。若有甲兵之事、則授之以車甲、合其卒伍、置其有司、以軍法治之。司馬弗正。凡國之政事、國子存游卒、使之修德學道、春合諸學、秋合諸射、以考其藝而進退之〔禮記注疏〕卷六十二燕義第四十七。なお便宜のために清・孫希旦『禮記集解』に従って第一章から第五章まで分章した。

(13) 諸侯燕禮之義。君立阼階之東南、南鄉爾卿、大夫皆少進、定位也。君席阼階之上、居主位也。君獨升立席上、西面特立、莫敢適之義也〔禮記注疏〕卷六十二燕義第四十七。

〔禮記〕燕義篇の成篇過程と「義」の役割（黒崎）

(14) 設賓主、飲酒之禮也。使宰夫爲獻主、臣莫敢與君亢禮也。不以公卿爲賓而以大夫爲賓、爲疑也、明嫌之義也。賓入中庭、君降一等而揖之、禮之也〔禮記注疏〕卷六十二燕義第四十七。

(15) 君舉旅於賓、及君所賜爵、皆降再拜稽首、升成拜、明臣禮也。君答拜之、禮無不答、明君上之禮也。臣下竭力盡能以立功於國、君必報之以爵祿。故臣下皆務竭力盡能以立功於國、而君寧。禮無不答、言上之不虛取於下也。上必明正道以道民、民道之而有功、然後取其什一。故上用足而下不匱也。是以上下和親而不相怨也。和寧、禮之用也。此君臣上下之大義也。故曰、燕禮者所以明君臣之義也〔禮記注疏〕卷六十二燕義第四十七。

(16) 席。小卿次上卿、大夫次小卿、士・庶子以次就位於下。獻君。君舉旅行酬、而後獻卿。卿舉旅行酬、而後獻大夫。大夫舉旅行酬、而後獻士。士舉旅行酬、而後獻庶子。俎豆、牲體、薦羞、皆有等差、所以明貴賤也〔禮記注疏〕卷六十二燕義第四十七。

(17) 此節皆周禮諸子職文也。此篇釋儀禮燕禮之義、下文「諸侯燕禮之義」以下者是也。此諸子職之文、與燕禮本無所當。蓋後人因篇末有獻庶子之事、誤以即庶子之官、遂引此冠於篇首耳〔禮記集解〕燕義第四十七章第一章・注。

(18) 先哲遺著追補漢籍國字解全書第十四卷『禮記（下）』（桂湖村講述）、七一頁（早稻田大學出版部、一九二七年）。

(19) 公降立于阼階之東南。南鄉爾卿。卿西面北上爾大夫。大夫皆少進〔公降りて阼階の東南に立つ。南に郷ひ卿に爾づく。卿西面し北上して大夫に爾づく。大夫皆な少しく進む〕〔儀禮注疏〕卷十四 燕禮第六。

(20) 君與射、則爲下射……若飲君燕、則夾爵〔君射に與かるときは、則ち下射と爲る……若し君に飲ましむれば燕のごとくにして、則ち爵を夾む〕〔儀禮注疏〕卷十四 燕禮第六。君在、大夫射、則肉袒〔君在るに、大夫射るときは、則ち肉袒す〕〔儀禮注疏〕卷十四 燕禮第六。

(21) 諸子。掌國子之倅、掌其戒令與其教治、辨其等、正其位。國有大事、則帥國子而致於天子。惟所用之。若有兵甲之事、則授之車甲、合其卒伍、置其有司、以軍法治之。司馬弗正。凡國正弗及。大祭祀、正六牲之體。凡樂事、正舞位、授舞器。大喪、正羣子之服位。會同・賓客、作羣子從。凡國之政事、國子存遊倅、使之脩德學道、春合諸學、秋合諸射、以攷其藝而進退之〔周禮注疏〕卷三十一 夏官司馬下諸子。

(22) 遊倅、倅之末仕者。學、大學也。射、射宮也。王制曰、春秋教以禮學、冬夏教以詩書。王太子・王子・羣后之太子・卿大夫元士之適子、國之俊選皆造焉〔遊倅は、倅の末だ仕へざる者なり。學は、大學なり。射は、射宮なり。王制に曰く、春秋には教ふるに禮學を以てし、冬夏には教ふるに詩書を以てす。王の太子・王の子・羣后の太子・卿大夫元士の適子、國の俊選皆な造る、と〕〔周禮注疏〕卷三十一 夏官司馬下鄭

注「凡國」至「退之」。

(23) 故書、倅爲卒。鄭司農云、卒、讀〔如〕「爲」物有副倅之倅。國子、謂諸侯・卿・大夫・士之子也。燕義曰、古者周天子之官有庶子官。與周官諸子職同文。玄謂四民之業、而士者亦世焉。國子者是公・卿・大夫・士之副貳。戒令、致於天子之事。教治脩德學道也。位、朝位〔周禮注疏〕卷三十一 夏官司馬下諸子鄭注「諸子」至「其位」。

(24) 鄭目錄云、諸侯之鄉大夫、三年大比獻賢者・能者於其君、以禮賓之、與之飲酒。於五禮、屬嘉禮〔儀禮注疏〕卷四 鄉飲酒禮第八 賈疏「鄉飲酒禮第四」。

(25) 鄉飲酒之義。主人拜迎賓於庠門之外、入三揖而后至階、三讓而后升、所以致尊讓也。盥洗揚觶、所以致絜也。拜至、拜洗、拜受、拜送、拜既、所以致敬也。／尊讓・絜・敬也者、君子之所以相接也。君子尊讓則不爭、絜・敬則不慢。不慢不爭、則遠於鬪辨矣。不鬪辨、則無暴亂之禍矣。斯君子所以免於人禍也。故聖人制之以道〔禮記注疏〕卷六十一 鄉飲酒禮第四十五。

(26) 古之制禮也、經之以天地、紀之以日月、參之以三光。政教之本也〔古の禮を制するや、之を經するに天地を以てし、之を紀するに日月を以てし、之を參するに三光を以てす。政教の本なり〕〔禮記注疏〕卷六十一 鄉飲酒禮第四十五。月者三日則成魄、三月則成時。是以禮有三讓、建國必立三卿。三賓者、政教之本、禮之大參也〔月は三日にして則ち魄を成し、

三月にして則ち時を成す。是を以て禮に三讓有り。國を建つるに必ず三卿を立つ。三賓は、政教の本、禮の大參なり」(『禮記注疏』卷六十一 鄉飲酒義第四十五)。

(27) 賈公彦は「三賓象三光者、謂衆賓也」(三賓三光に象るとは、衆賓を謂ふなり)、『儀禮注疏』卷九 鄉飲酒禮第四 賈疏「揖讓至即席」といい、「三賓」を「衆賓」と解釋して鄉飲酒禮篇の「經」とすり合わせる。「衆賓」は賢者として敬われる者たちのとくに三人を指す。

(28) 鄭玄『禮記目錄』(清・孔廣森『通德遺書所見錄』所收、中文出版社、一九七三年)には、燕義篇などの「義」を冠する篇に「義を記す」と述べる。學記篇には「學教の義を記す」、樂記篇には「樂の義を記す」と述べ、「記」を冠する篇でも、その篇の内容が大小に義を説くものとみれば「義を記す」と述べる。その一方、雜記上篇、喪大記篇は葬禮に關わる補記を集めるものであるから、「事」「禮記」曲禮篇のような禮の委曲な補足事項」を記す」と説明する。また喪服小記篇には「喪服小記とは、以て其の喪服の小義を記せばなり」とあり、鄭玄は『禮記』喪服小記篇を『儀禮』喪服篇の細かな意義を説くとする。思うに、鄭玄にとって「記」は必ずしも「禮經の補記」であることだけを意味してはいない。『禮記』に收められた禮の意義を解説する「義」も、また「記」と近い位置にあるとみている。

(29) 加賀榮治は「『禮記』諸篇の性質について」(新しい漢文『禮記』燕義篇の成篇過程と「義」の役割(黒崎))

教育一〇、全國漢文教育學會、一九九〇年、『中國古典定立史』、汲古書院、二〇一六年に所收)において、『禮記』に經學上の優位性が認められる理由として、諸篇の篇次や内容は「雜」でありながらもその「教えの方向が、王者の政教によって具現される一代禮的秩序世界への志向」にあることを指摘する。

(30) たとえば『司馬法』天子之義篇の文中には儀禮の細目を釋する文は無い。しかし天子に仕える士庶を如何に教育すべきかを力説する一文などは、『禮記』「義」篇中に取られる文章と通底する性格をもつ。『司馬法』は軍の戒令教治に關わる事を収録し、『漢書』藝文志には「軍禮司馬法。百五十五篇」として「禮」部に記録される。禮經専門の學術系統とは異なる「義」篇ではあるが、同じ「禮」部の書架から編纂された一篇であることを窺わせる。「天子之義。必純取法天地、而觀於先聖。士庶之義。必奉於父母、而正於君長。故雖有明君、士不先教、不可用也」(天子の義。必ず純法を天地に取り、先聖を觀る。士庶の義。必ず父母を奉りて、君長を正す。故に明君有りとも、士は先づ教へざれば、用ふべからざるなり)、『司馬法』天子之義篇。劉仲平『司馬法今註今譯』(臺灣商務印書館、一九七七年)を參考。

(31) 而帝王質文世有損益、至周曲爲之防、事爲之制。故曰、禮經三百、威儀三千(而して帝王の文質世よ損益有り、周に至り曲もて之が防と爲し、事もて之が制と爲す。故に曰く、

東洋の思想と宗教 第三十四號

禮經三百、威儀三千、と）（『漢書』卷三十藝文志第十禮）。

（キーワード）『禮記』燕義篇、『儀禮』燕禮篇、『周禮』夏官司馬下・

諸子篇、鄭玄、禮學